

# 国民健康保険料の変更点をお知らせします

▶保険年金課 ☎ 042-460-9822

## ◆料率等の改定

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。今年度の国民健康保険料については、医療分の賦課限度額を54万円から58万円へ改定しました。

## ◆軽減制度の拡大

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割

### □軽減判定の基準

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	据え置き	7割
前年中の軽減判定所得が33万円+[27万5千円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円+[28万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が33万円+[50万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円+[51万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。 ※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。 ※65歳以上(平成31年1月1日時点)の方は、公的年金などに係る所得から15万円を控除します。 ※譲渡所得の特別控除は適用しません。 ※雑損失の繰越控除を適用します。

額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。今年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えました。

## ◆旧被扶養者の減免期間の見直し

旧被扶養者(被用者保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに国民健康保険に加入することとなった65歳以上の方)については、緩和措置として、保険料の一部が減免されていました。今年度より、均等割額の減免期間が見直され「資格取得日の属する月以後2年を経過する月まで」となります。今回の見直しは、既に国民健康保険の資格を取得している旧被扶養者の方も対象です。なお、所得割額については、減免期間に変更はありません。

# 固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

▶資産税課 ☎ 042-460-9830

## 住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(住宅面積120㎡<sup>未満</sup>)

□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

## 住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>未満</sup>)

□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金を除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真<sup>など</sup>)と工事費用

の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

## 住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(住宅面積120㎡<sup>未満</sup>)

□減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)

に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金を除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

## 【傍聴】 教育委員会

時 6月28日(金)午後2時  
場 エコプラザ西東京  
内・定 行政報告<sup>ほか</sup>・10人  
▶教育企画課 ☎ 042-438-4070

## ■子ども子育て審議会計画専門部会

時 7月1日(月)午後6時30分  
場 田無庁舎5階  
内・定 子育て・子育てワイワイプラン後期計画策定・8人  
▶子育て支援課 ☎ 042-460-9841

## 【傍聴】 審議会<sup>など</sup>

### ■社会教育委員の会議

時 6月24日(月)午後2時  
場 保谷庁舎1階  
内・定 今後の活動・5人  
▶社会教育課 ☎ 042-438-4079

### ■地域密着型サービス等運営委員会

時 7月2日(火)午後7時  
場 防災センター  
内・定 地域密着型サービス<sup>など</sup>・5人  
▶高齢者支援課 ☎ 042-438-4030

### ■男女平等参画推進委員会

時 6月25日(火)午後6時  
場 田無庁舎5階  
内・定 西東京市第3次男女平等参画推進計画の評価<sup>ほか</sup>・5人  
▶協働コミュニティ課 ☎ 042-439-0075

### ■空き家等対策協議会

時 7月5日(金)午前10時  
場 田無庁舎5階  
内・定 協議会の運営、特定空き家等の認定に係る協議(非公開)・5人  
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

### ■人にやさしいまちづくり推進協議会

時 7月1日(月)午後2時  
場 保谷庁舎1階  
内・定 大規模開発事業・5人  
▶都市計画課 ☎ 042-438-4051

### ■学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

時 7月17日(水)午前9時30分  
場 保谷庁舎3階  
内・定 現状説明、今後の進め方・5人  
▶教育企画課 ☎ 042-438-4071

# 無料市民相談

## ■一般市民相談

場所	日時
市民相談室 ☎・保	(月)~(金) 午前8時30分~午後5時

## ■専門相談(申込制) ※1 枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

□申込開始 6月18日(火)午前8時30分(★印は、6月5日から受付中)

□申込方法 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

☎ 田無庁舎2階市民相談室 ☎ 042-460-9805

保谷庁舎1階市民相談室 ☎ 042-438-4000

内容	場所	日時
法律相談	田	6月25日(火)・26日(水)、7月5日(金)午前9時~正午
	保	7月2日(火)・3日(水)午後1時30分~4時30分
人権・身の上相談	田	★7月4日(水)
	保	★6月27日(水)
交通事故相談	田	7月10日(水)
	保	★6月26日(水)
税務相談	田	7月12日(金)
	保	7月5日(金)
不動産相談	田	7月18日(水)
	保	7月11日(水)
登記相談	田	7月11日(水)
	保	7月18日(水)
表示登記相談	田	7月11日(水)
	保	7月18日(水)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	田	7月11日(水)
	保	7月8日(月)
行政相談	田	7月4日(水)
	保	7月4日(水)
相続・遺言・成年後見等手続相談	田	★7月12日(金)
	保	★7月12日(金)